

○チェックリスト（国道2号沿道・臨海部地区（B地区））【景観重点区域（宮島口周辺区域）、宮島口景観地区】

①建築物（工作物）に係る協議事項

設 計 の 概 要												
区 分			協 議 事 項		支援 制度	国道2号沿道・臨海部地区（B地区）						
						景 観 地 区 の 制 限	景 観 重 点 区 域 の 制 限					
							要 求 事 項		推 奨 事 項			
設計又は 施行方法	建築物（工作物）	高 さ		m		☐ 18m以下 ☐ 既存建築物の高さ以下 （同用途・規模に限る）			☐ 近接する建物と極端な高さの差が生じない			
		用 途		☐ 用途（ ）				☐ ぱちんこ屋, キャバレー, ナイトクラブ等の禁止				
		屋 根	種 類 (1F, 2F)	☐ 勾配屋根（ ） ☐ 適用除外	◎	☐ 勾配屋根	☐ 屋根勾配3/10～4.5/10 ☐ 庇(ひさし)					
			種 類 (3F以上)	☐ 勾配屋根（ ） ☐ 陸屋根 ☐ その他				☐ 勾配屋根 ☐ 屋根勾配3/10～4.5/10 ☐ 庇（ひさし）	※陸屋根の場合 ☐ パラペット, ルーバー等で修景			
			材 料	☐ 日本瓦 ☐ 金属板 ☐ その他（ ）	◎							
			色 彩 (マンセル値)	☐ 基調色(マンセル値) ☐ 適用除外	◎	☐ 黒又は灰色 (N系, 明度5以下, 彩度制限なし) (N系以外, 明度5以下, 彩度2以下)						
		外 壁	配 置	☐ 1Fの後退（ m） ☐ 2Fの後退（ m） ☐ 3F以上の後退（ m）						☐ 1Fは道路境界から1m以上壁面を後退 （国道2号, 赤崎3号線） ☐ 海岸沿いは, 1F部分の透過性を高める構造とする		
			色 彩 (マンセル値)	☐ 基調色(マンセル値) ☐ 強調色(マンセル値) 強調色の割合 （ / ） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は、無彩色, 暖色系の低彩度を基本とする (N系, 明度5～9) (R系, 明度4～8, 彩度4以下) (YR・Y系, 明度4～8, 彩度6以下) ☐ その他使用可能な色彩 (GY・G・BG・B・PB・P・RP系, 明度5～8, 彩度2以下) ☐ 強調色は外壁の各立面の1/4以内とし、周辺の景観との調和に配慮する		☐ 柱や窓枠, その他格子等は, 壁面の色彩基準に準じる		☐ 強調色を使用する場合は、基調色と調和を図る		
		そ の 他	窓 の 化粧	2F以上を倉庫等で ☐ 利用する ☐ 利用しない								
			(ひさし) 庇 日よけ	種 類 ☐ 庇(ひさし) ☐ 日よけ 道 路 ☐ 張出す ☐ 張出さない 色 彩 (マンセル値) ※庇(ひさし)の場合、道路への張出しはできません								

設 計 の 概 要									
区 分				協 議 事 項	支援 制度	国道 2 号沿道・臨海部地区（B 地区）			
						景 観 地 区 の 制 限	景 観 重 点 区 域 の 制 限		
							要 求 事 項		推 奨 事 項
設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物 （ 工 作 物 ）	そ の 他	垣・柵	□設ける □設けない	◎			□原則、自然系素材, 伝統的な素材を使用する。	□左記が難しい場合、景観に配慮する。
			明かり	□夜間営業する □夜間営業しない					
			自 動 販売機	□設置する □設置しない					道路に面して設置する場合 □企業名, 商品名の広告面を極力控える □色彩は沿道建築物と調和を図る □建築物に取り込む等、不自然に目立たないようにする
			付 属 物	歩行者から見える箇所に次の施設が ①屋外階段：□有る □無い ②バルコニー：□有る □無い ③空調設備：□有る □無い ④ダクト類：□有る □無い ⑤その他：□有る □無い （ ）	◎				□ルーバー等による目隠し ※番号記入（ ） □周辺景観と同調させる ※番号記入（ ）
		上記のほか 景観に配慮 した 事 項							

②駐車場に係る協議事項

設 計 の 概 要									
区 分				協 議 事 項	支援 制度	国道 2 号沿道・臨海部地区（B 地区）			
						景 観 地 区 の 制 限	景 観 重 点 区 域 の 制 限		
							要 求 事 項		推 奨 事 項
設 計 又 は 施 行 方 法	駐 車 場	外 観	施 設	□設置する					
			舗装等	□舗装種別 （ ）	◎				□緑化に努める
			垣・柵 門 扉	□設ける □設けない 〔 〕					
		上記のほか 景観に配慮 した事項							

③屋外広告物に係る協議事項

設 計 の 概 要									
区 分			協 議 事 項		支 援 制 度	国 道 2 号 沿 道 ・ 臨 海 部 地 区 （ B 地 区 ）			
						廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限		景 観 重 点 区 域 の 制 限	
								要 求 事 項	推 奨 事 項
設 計 又 は 施 行 方 法	屋 外 広 告 物	一 般 事 項	全 体 面 積 (1敷地 当 り)	国道2号沿い以外 □自己看板（計 m ² 、計 個） □案内看板（計 m ² 、計 個）		□全体面積30m ² 以下 〔 □自己看板20m ² 以下 □案内看板10m ² 以下 〕	(左記に同じ)		
				国道2号沿い □自己看板（計 m ² 、計 個） □案内看板（計 m ² 、計 個）		□全体面積30m ² 以下 〔 □自己看板20m ² 以下 □案内看板20m ² 以下 〕			
			文 字 光源等	内容〔 〕	◎	□過剰な光量, 光による動的な表現を使用しない □使用する文字, 形態, 大きさ, 色彩は街並みに調和させる □過度な表現を使用しない			
			壁 面 広 告	□表示面積（ m ² ） □広告物の高さ（ m） □広告の上端（地上から m） ネオン管：□使用 □不使用	◎	□表示面積10m ² 以下			
			突 き し 出 看 板	□広告物の上端高さ（ m） □広告物の下端高さ（ m） □広告物と壁面の水平距離（ m） □表示面積（1面 m ² 、合計 m ² ）	◎	□広告物の下端は歩道3.5m以上、車道4.5m以上 □水平距離は道路上1m以下 □表示面積は1面10m ² 以下、合計20m ² 以下			
			屋 上 広告塔	□設置する □設置しない	◎	□設置しない			
			平看板	□表示面積（片面 m ² 、両面 m ² ） □広告物の高さ（ m）	◎	□表示面積は片面10m ² 以下、合計20m ² 以下 □広告物の高さ6m以下			
			広告塔	□表示面積（片面 m ² 、両面 m ² ） □広告物の高さ（ m）	◎	□表示面積は1面10m ² 以下、合計20m ² 以下 □広告物の高さ10m以下			
			アーチ 看 板	□表示面積（片面 m ² 、両面 m ² ） □広告物の下端高さ（ m）	◎	□片面表示の場合10m ² 以下、両面表示の場合20m ² 以下 □広告物の下端は車道5m以上、歩道3.5m以上			
			立看板 スタン ド看板	□敷地内 □敷地外 □設置個数（ 個） ネオン管：□使用 □不使用 □寸法（縦 m、横 m 脚部の高さ m）		□縦2m以下、横1m以下、脚部の高さ0.5m以下			
横断幕 懸垂幕	道路上に設置する場合、 □下端高さ（ m） □表示面積（ m ² ）		□広告物の下端は車道上で4.5m以上 □広告物の下端は歩道上で2.5m以上 □表示面積は片面10m ² 以下、合計20m ² 以下						

設 計 の 概 要								
区 分				協 議 事 項	支援 制度	国道２号沿道・臨海部地区（Ｂ地区）		
						廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限	
							要 求 事 項	推 奨 事 項
設計又は 施行方法	屋外 広告物	一般事項	はり紙 はり札	□１枚当りの最大面積 （はり紙 ㎡、はり札 ㎡） □１壁面当りの枚数 （はり紙 枚、はり札 枚）		□はり紙は１枚当たり１．５㎡以下、１壁面当たり５枚まで □はり札は１枚当たり１㎡以下、１壁面当たり３枚まで	(左記に同じ)	
			窓広告	□設置する □設置しない		□制限なし		
			のぼり 旗	□１個当りの最大面積 （のぼり ㎡、旗 ㎡） □１店舗当りの枚数 （のぼり 個、旗 個） □店舗間口（ m） □下端高さ（ m） □表示面積 （道路上 ㎡、道路外 ㎡）		□広告物の下端は１．２ｍ以上 □表示面積は１０㎡以下 □道路上は縦２ｍ以下、横１ｍ以下		
			アドバ ルーン	□設置する □設置しない		□設置しない		
		個々の 外観	看板① 色 彩 (マンセル値)	□看板種類（ ） □看板の大きさ（ ㎡） （縦 m、横 m） □基調色（マンセル値 ） □強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） □適用除外	◎	□基調色は彩度６以下 □強調色は彩度１３以下 □強調色のうち彩度６を超え １３以下は看板の各立面の２５％以内		
			看板② 色 彩 (マンセル値)	□看板種類（ ） □看板の大きさ（ ㎡） （縦 m、横 m） □基調色（マンセル値 ） □強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） □適用除外	◎	□基調色は彩度６以下 □強調色は彩度１３以下 □強調色のうち彩度６を超え １３以下は看板の各立面の２５％以内		
			看板③ 色 彩 (マンセル値)	□看板種類（ ） □看板の大きさ（ ㎡） （縦 m、横 m） □基調色（マンセル値 ） □強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） □適用除外	◎	□基調色は彩度６以下 □強調色は彩度１３以下 □強調色のうち彩度６を超え １３以下は看板の各立面の２５％以内		

設 計 の 概 要								
区 分				協 議 事 項	支援 制度	国道2号沿道・臨海部地区（B地区）		
						廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限	
							要 求 事 項	推 奨 事 項
設計又は 施行方法	屋外 広告物	個々の 外観	看板④ 色彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内	(左記に同じ)	
			看板⑤ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑥ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑦ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑧ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		

設 計 の 概 要									
区 分			協 議 事 項	支援 制度	国道 2 号沿道・臨海部地区（B 地区）				
					廿日市市屋外広告物等に 関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限			
						要 求 事 項		推 奨 事 項	
設 計 又 は 施 行 方 法	屋 外 広 告 物	個 々 の 外 観	看板⑨ 色 彩 (マンセル値)	</					

（記入要領）

- 1 必要に応じて、□に✓印をつけてください。
- 2 該当する「協議事項」について、景観地区の制限、景観重点区域の制限の項目を記入してください。
- 3 「協議事項」とは、申請する建築物等の内容を記載してください。
- 4 宮島口景観地区の申請、景観重点区域（宮島口周辺区域）の届出では、建築物等そのものの形態・意匠のほか、建築物等と周辺景観との調和を確認します。申請・届出にあたっては、建築物等そのものの設計図面やパース図のほか、建築物等と周辺景観の調和等が確認できる図面やパース図（主に近景）、その他資料を添付してください。なお、建築物等の規模等によって、市が指定する視点場からの写真に建築等を行った後の状況を明らかにした図面（主に遠景）を合成したものを提出していただく場合があります。
- 5 「屋外広告物 個々の外観」に記載するマンセル値は、代表的なものを記載し、屋外広告物に使用した色彩それぞれのマンセル値は図面に記載してください。
- 6 同じ種類の看板を複数設置する場合、「屋外広告物 一般事項」に入力する数値は、複数ある看板のうち最大のものを入力してください。
- 7 個別案件毎に追加資料等を求める場合がありますので、ご了承ください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

（注意事項）

- 1 「景観地区の制限」とは、宮島口景観地区の都市計画で定める事項に適合することについて、「市長の認定」及び「建築確認」の申請を行わなければいけません。「認定証」及び「確認済証」の交付を受けた後でなければ、申請に係る建築物の建築等の工事に着手することができません。

市長の認定に関する事項：建築物の形態意匠の制限
建築確認に関する事項：建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限
- 2 「景観重点区域の制限」にある「要求事項」とは、事業者等が遵守する内容になります。建築物等を新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・撤去を実施する場合は、「要求事項」を遵守してください。
- 3 「景観重点区域の制限」にある「推奨事項」とは、事業者等が協力する内容になります。建築物等を新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・撤去を実施する場合は、「推奨事項」に協力してください。
- 4 「廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限」とは、事業者等が設置する屋外広告物が条例で定める許可基準に適合することについて、市長に申請又は届出を行わなければいけません。許可書又は適合通知書の交付を受けた後でなければ、屋外広告物の工事に着手することができません。
- 5 支援制度については、◎印がある項目の中で、一定の条件を満たす場合に適用されます。具体的な内容は、都市計画課までお問い合わせください。（一定規模以上の屋外広告物においては、既存広告物として、当該行為前に屋外広告物法に伴う申請・許可を行っているものが対象となります。）